## 遵守すべきマナー

○海水浴場の区域には**接近しない**。（概ね200m以内）
○操業中の漁船には**接近しない**。（概ね200m以内）
○ダイビング、ウィンドサーフィン、ヨットスクール、シーカヤックスクール等の利用者が多いエリアには**接近しない**。（概ね200m以内）
○狩野川河川内では、釣り人や渡し船、カヤック、競技用ボート等には**接近しない**。（概ね200m以内）

○ウキやロープ、ブイなどの漁具、養殖いけす等への係留及び付近への停泊や投錨はしない。
○定置網周辺（概ね200m以内）への接近、停泊、投錨はしない。
○漁港施設内は無断で係留しない。

○養殖いけす付近は**最徐行**する。
○狩野川等の河川内は**最徐行**する。

○許可されていない漁港施設や海岸から、船艇・SUP等の搬出入はしないこと。（必ずマリーナを利用すること。）
○漁具や漁業施設を損傷した場合は、必ず所属のマリーナに報告する。
○ヨット・モーターボート総合保険等へ加入する。

○遊漁船業協定集で定められた操業期間・時間を守る。
○日中、遊漁船付近ではアンカー止め及びエレクトリック・トローリング・モーターによる定点保持はしない。

## 沼津の海を楽しむ皆さんへ

### マナーを遵守して、海のレジャーを楽しみましょう！

沼津市は、約63kmの長い海岸線を有し、多くの人々が様々な利用形態で、沼津の海を楽しんでいます。

近年、プレジャーボートや水上オートバイなどの小型船舶等による海水浴場付近での危険操縦、漁業施設（養殖いけす、定置網等）付近での遊走や係留、投錨等により、漁業操業活動等への迷惑行為が発生しています。

**沼津の海を利用される皆さんがルールやマナーを遵守して、「安全」に海のレジャーを楽しみましょう。**


【協力機関】
沼津我入道漁業協同組合
内浦漁業協同組合
静岡県マリーナ協会
スルガマリーナ
ヌマヅマリーナ
関東小型船安全協会しみず支部
㈱ジェットスキーサービスSHM
㈱KOWA
沼津ウィンドサーフィン協会
大瀬潜水協会
海上保安庁清水海上保安部
国土交通省沼津河川国道事務所
静岡県経済産業部水産・海洋局水産資源課
沼津市産業振興部水産海浜課
沼津市産業振興部観光戦略課
静浦漁業協同組合
戸田漁業協同組合
沼津みなとマリーナ
㈱富士ボーティング
P.D-FLYマリーナ
PW安全協会静岡支部
エリア27
NPO法人東駿河湾マリンスポーツ振興会
沼津地区遊漁協議会
小林海事事務所・梅田海事事務所
静岡地区水難救済会沼津救難所
沼津警察署
静岡県沼津土木事務所



このリーフレットに関するお問い合わせは
沼津市産業振興部　水産海浜課　電話 055−934−4753
観光戦略課　電話 055−934−4746


令和8年5月発行

## 海のルール

水上オートバイのライダーは船長である。海上法規や利用のマナーを守ること。

転覆した水上オートバイやライダーは、操業中の漁船からは死角になりやすく、たいへん危険であるため、**接近しない**こと。

操業中の漁船の周辺には**接近せず、最徐行**して大きく迂回すること。（しらす船曳き網）

ブイの下は漁具があるため、**接近せず**遠く離れて航走すること。（定置網）

養殖いけす付近では**最徐行**すること。

許可されていない漁港施設や海岸から、船艇・SUP等の搬出入はしないこと。（必ずマリーナを利用すること。）

さし絵：平塚市提供

## 沼津市の海面利用状況図

## 海のルール・海のマナー

操業中の漁船や定置網、また、ダイビングやウインドサーフィン等の利用者が多いエリアや海水浴場、狩野川河川内の渡し船、競技用ボート等には**接近しない**こと。

ウキやロープ、ブイなどの漁具、養殖いけす等への係留及び付近への停泊や投錨はしないこと。

狩野川等の河川内や戸田湾、また、養殖いけす付近は**最徐行**すること。

共同漁業権区域内は、漁業が優先されるため、操業中の漁船の邪魔にならないよう航行に注意すること。

定置網の設定エリア（14か所）には**接近しない**こと。

養殖いけすの設置エリア（11か所）付近では**最徐行**すること。

## 海水浴場のマナー

ライフセーバーの注意を守ること。
天気の急変に注意すること。

ゴミのポイ捨てはやめること。
必ず持ち帰り、環境保全に努めること。

他者を畏怖させる入れ墨（タトゥー）の露出は控え、シャツを着用するなどの配慮をすること。